

令和6年秋から

保険証が廃止に!!



令和5年6月2日の参院本会議で、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化するための改正マイナンバー法が可決、成立しました。

現在の保険証は、来年の秋以降1年の猶予期間を得て使えなくなります。

健保だより

令和5年7月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1083号
(令和5年7月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

医療機関では、保険証として利用登録されたマイナンバーカードのデータから「オンライン資格確認等システム」で資格確認を行います。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、申込が必要です。

ご存じですか? オンライン資格確認等システムのしくみ



マイナンバーカードで受診すると……

- ・旅行先や災害時でも、薬の情報が連携されます。
- ・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- ・就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要です。

(新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です)

などのメリットがあります

マイナンバーは、速やかに事業主へ提出を！

マイナンバーカードの取得と保険証利用の登録はお早めに！



マイナンバーカードの
健康保険証利用について 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

